

特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実のための 措置に関する法律案 概要

一 目的

特定教育・保育施設（※施設型給付費の対象となる認定こども園、幼稚園及び保育所）において、保育教諭等（※保育教諭、幼稚園教諭又は保育士等）をはじめとする保育等業務従事者が著しく不足しており、小学校就学前子ども（※小学校就学の始期に達するまでの子ども）の安全の確保その他の小学校就学前子どもの成長に資する良好な教育及び保育の提供に支障が生じている現状に鑑み、施設型給付費の額の算定に関する基準の見直しを行い、併せて保育等業務従事者の確保のための処遇改善等の措置を講ずることにより、特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実を図り、もって小学校就学前子どもに対する教育及び保育の質の向上を図ること。

二 施設型給付費の額の算定に関する基準の見直し

政府は、特定教育・保育施設における保育教諭等の配置の充実を図るため、次に掲げるところに従い、施設型給付費の額の算定に関する基準の見直しを行うものとする。

(1) ①・②の特定教育・保育施設に関し、これらの保育教諭等を配置することにより生ずる経済的負担を解消するために通常要する額を施設型給付費の額に加算すること。

① 1歳児おおむね5人につき1人、4・5歳児おおむね25人につき1人の保育教諭等を配置した認定こども園及び保育所

② 4・5歳児おおむね25人につき1人の保育教諭等を配置した幼稚園

(2) 3歳児おおむね15人につき1人の保育教諭等を配置した特定教育・保育施設に係る施設型給付費の額に加算される額（※現行の3歳児配置改善加算）について、これらの保育教諭等を配置することにより生ずる経済的負担を解消するために通常要する額となるよう増額すること。

〔認定こども園及び保育所の職員配置基準と見直し後の加算（イメージ）〕

	職員配置基準	見直し後の加算
4・5歳児	30 : 1	25 : 1
3歳児	20 : 1	15 : 1 (現行の3歳児配置改善加算から増額)
1歳児	6 : 1	5 : 1

〔幼稚園の公定価格上の配置基準と見直し後の加算（イメージ）〕

	公定価格上の配置基準	見直し後の加算
4・5歳児	30 : 1	25 : 1
3歳児	20 : 1	15 : 1 (現行の3歳児配置改善加算から増額)

三 保育等業務従事者の確保のための処遇改善等の措置

政府は、保育教諭等その他の小学校就学前子どもに対する教育又は保育に関する業務に従事する者（「保育等業務従事者」）の確保を図るため、保育等業務従事者の賃金が他の業種に属する事業に従事する者と比較して低い水準にあることを踏まえ、保育等業務従事者の基本給を含めた賃金の引上げをはじめとする処遇の改善その他保育等業務従事者の確保のために必要な法制上又は財政上の措置を講ずるものとする。

四 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

2 検討

- (1) 政府は、保育教諭等の負担を軽減するとともに、小学校就学前子どもに対する教育及び保育の質の向上を図る観点から、保育教諭等以外の者でその業務を補助する者の更なる活用のための方策について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 政府は、保育教諭等の確保を図る観点から、保育教諭等になろうとする者に関し、保育教諭等になるために必要な資格又は免許の取得に係る経済的負担を軽減するための方策について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。